

要 約 版

第 1 章 指導監査の概要

1 一般監査の概要

令和 6 年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

なお、中核市である長崎市及び佐世保市に所在する社会福祉施設・事業所等の指導監査については当該中核市が行い、また、各市に所在する社会福祉法人のうち当該市内のみで事業を行う法人の指導監査については当該市が行っています。

(1) 社会福祉法人（5 頁参照）

112 法人のうち、55 法人（49.1%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人の割合は 25.5%（以下「指摘率」という。）（14 法人）で、指摘事項の件数は 40 件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【法人運営】

- ・評議員・評議員会に関すること（8 件）
- ・理事会に関すること（8 件）

【管理】

- ・会計管理に関すること（7 件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、引き続き指導していく必要があります。

(2) 社会福祉施設（6 頁参照）

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等）、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

573 施設のうち、424 施設（74.0%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は 16.5%（70 施設）で、指摘事項の件数は 111 件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○老人福祉施設等では、

【運営・管理】

- ・就業規則、管理規定等の不備、実態との乖離（２件）

○児童福祉施設では、

【運営・管理】

- ・就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離（４件）
- ・災害等事故の防止対策が不十分（３件）

【職員処遇】

- ・給与・各種手当の支給が不適正（１５件）

【経理事務】

- ・工事、高額物品購入事務処理が不適切（１１件）

となっています。

このため、就業規則等の整備、適正な会計処理等について、引き続き指導していく必要があります。

なお、障害者（児）福祉施設の指導監査は実施しておりません。

（３）介護保険施設・介護サービス事業所（７頁参照）

介護保険施設・介護サービス事業所については、１，４４３施設・事業所のうち、４５９施設・事業所（３１．８％）に対して運営指導を行いました。

指摘率は１９．６％（９０施設・事業所）で、指摘事項の件数は１６３件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【人員に関する基準】

- ・職員の不足、必要な資格が無いなど（１４件）

【運営に関する基準】

- ・衛生管理が不十分（３５件）
- ・虐待防止の対策が不十分（３６件）
- ・業務継続計画に係る対策が不十分（２４件）

【介護報酬の算定及び取扱い】（１８件）

- ・各種加算の算定の誤り など

となっています。

このため、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護報酬の加算請求の適正化とともに、利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスが提供されるよう、引き続き指導・助言していく必要があります。

(4) 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所（8頁参照）

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所については、1,387事業所のうち、365事業所（26.3%）に対して運営指導を行いました。

指摘率は63.0%（230事業所）で、指摘事項の件数は469件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【設備に関する基準】

- ・設備、居室、病室などの不備（12件）

【運営に関する基準】

- ・虐待防止の対策が不十分（76件）
- ・運営規程の不備（58件）
- ・勤務体制の確保が不十分（38件）
- ・衛生管理が不十分（38件）

【介護給付費等の算定及び取扱い】（56件）

- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切
- ・加算対象とならないものを誤って算定 など

となっています。

このため、利用者支援を第一に考えた運営を求める必要があることから、虐待防止等の適正化のための対策を検討する委員会の設置・開催、運営規程の見直し、衛生管理の徹底、介護給付費等の適切な算定、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し等について、引き続き指導・助言していく必要があります。

2 特別監査の概要

県民からの情報提供等により10件の特別監査を実施し、4件の行政処分と4件の行政指導を行いました。その他、令和7年度への継続が2件となっています。

3 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		112	55	49.1
法人計		112	55	49.1
老人福祉施設等		272	132	48.5
児童福祉施設(障害児施設を除く)		291	291	100.0
女性自立支援施設		1	1	100.0
児童福祉施設(障害児施設)		7	0	0.0
身体障害者施設(視聴覚障害者情報提供施設)		2	0	0.0
施設計		573	424	74.0
介護 保険 施設・ 事業所	介護保険施設(施設サービス)	112	42	37.5
	居宅サービス事業所	851	261	30.7
	介護予防サービス事業所	480	156	32.5
	計	1,443	459	31.8
障害 福祉 事業所	障害福祉サービス事業所	1,060	291	27.5
	障害児通所支援事業所	327	74	22.6
	計	1,387	365	26.3
法人・施設・事業所 合計		3,515	1,303	37.1
措 置 等 機 関	老人福祉関係市町	19	12	63.2
	児童福祉関係市町	19	9	47.4
	児童相談所(児童・障害)	4	1	25.0
	女性相談支援センター	1	1	100.0
	障害福祉サービス関係市町	21	0	0.0
	計	64	23	35.9
総 合 計		3,579	1,326	37.0

監査対象数は、令和6年4月1日現在

4 文書指摘の主な事項（年度別）

【社会福祉法人】

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	前年度比 (%)
指導監査対象法人数	105	111	111	111	112	100.9
指導監査実施法人数 (A)	24	35	38	43	55	127.9
文書指摘を受けた法人数 (B)	8	20	24	14	14	100.0
B/A	33.3%	57.1%	63.2%	32.6%	25.5%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
I 法人運営	14	28	43	16	29	181.3
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	2	4	5	5	3	60.0
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか。等	0	0	0	0	0	—
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	6	10	14	6	8	133.3
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まれなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等	0	0	5	1	4	400.0
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等	1	1	3	1	2	200.0
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	5	13	11	3	8	266.7
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	0	—
8 評議員、理事、監 事及び会計監査人 の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等	0	0	5	0	4	—
II 事業	1	2	7	1	1	100.0
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	1	1	3	0	0	—
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0	—
3 公益事業 ・適正に実施されているか	0	1	2	1	0	—
4 収益事業 ・適正に実施されているか	0	0	2	0	1	—
III 管理	4	16	17	6	10	166.7
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0	—
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等	0	3	1	0	2	—
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	3	12	14	6	7	116.7
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等	1	1	2	0	1	—
合 計	19	46	67	23	40	173.9

【社会福祉施設】

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	前年度比 (%)
指導監査対象施設数	585	581	582	578	573	99.1
指導監査実施施設数 (A)	447	438	428	416	424	101.9
文書指摘を受けた施設数 (B)	121	132	96	85	70	82.4
指摘率(B/A)	27.1%	30.1%	22.4%	20.4%	16.5%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1 運営・管理	52	85	62	52	33	63.5
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	3	28	14	17	6	35.3
② 災害等事故の防止対策が不十分	10	17	15	14	3	21.4
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	0	3	0	2	1	50.0
④ 労働基準法に基づく届出なし	2	2	1	1	2	200.0
⑤ その他	37	35	32	18	21	116.7
2 入所者処遇	30	60	32	23	18	78.3
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	0	0	0	0	0	—
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	—
③ 入所者の健康管理が不十分	1	3	0	4	1	25.0
④ 給食の提供が不十分	3	4	3	3	3	100.0
⑤ その他	26	53	29	16	14	87.5
3 職員処遇	89	66	16	28	17	60.7
① 給与規程が不備、実態と乖離等	15	12	4	4	2	50.0
② 勤務体制の整備が不十分	0	0	0	0	0	—
③ 給与・各種手当の支給が不適正	63	42	10	22	15	68.2
④ 退職共済制度への加入が不適切	2	0	0	0	0	—
⑤ その他	9	12	2	2	0	—
4 経理事務	58	38	55	34	43	126.5
① 会計処理が不適切	25	15	16	4	9	225.0
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	9	6	16	10	11	110.0
③ 繰入金の処理が不適切	0	0	0	0	0	—
④ 会計責任者等への辞令なし	0	0	0	0	1	—
⑤ その他	24	17	23	20	22	110.0
合 計	229	249	165	137	111	81.0

【介護保険施設・介護サービス事業所】

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	前年度比 (%)
運営指導対象施設・事業所数	1,441	1,445	1,433	1,450	1,443	99.5
運営指導実施施設・事業所数 (A)	232	235	438	304	459	151.0
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	7	14	25	31	90	290.3
指摘率(B/A)	3.0%	6.0%	5.7%	10.2%	19.6%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1 人員に関する基準	0	13	27	17	14	82.4
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	0	13	27	17	14	82.4
2 設備に関する基準	0	0	0	0	2	—
① 設備、居室などの不備	0	0	0	0	2	—
3 運営に関する基準	7	10	13	12	129	1,075.0
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	1	0	—
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	0	—
③ 利用料の受領に関する不備	1	0	0	0	0	—
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	4	7	10	0	1	—
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	3	0	—
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	1	1	2	5	11	220.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	0	—
⑧ 衛生管理が不十分	0	2	0	0	35	—
⑨ 個人情報取扱いの不備など	0	0	0	0	0	—
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	0	—
⑫ 非常災害対策の不備	0	0	1	2	8	400.0
⑬ その他	1	0	0	1	74	7,400.0
(1)虐待防止の対策が不十分	—	—	—	—	36	—
(2)身体拘束等適正化のための対策が不十分	—	—	—	—	7	—
(3)業務継続計画に係る対策が不十分	—	—	—	—	24	—
(4)その他	—	—	—	—	7	—
4 介護報酬の算定及び取扱い	5	1	8	10	18	180.0
5 その他	1	0	0	0	0	—
合 計	13	24	48	39	163	417.9

【障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所】

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	前年度比 (%)
指導監査対象施設・事業所数	1,123	1,143	1,143	1,295	1,387	107.1
指導監査実施施設・事業所数 (A)	241	188	319	214	365	170.6
文書指摘を受けた施設・事業所数(B)	165	107	236	107	230	215.0
指摘率(B/A)	68.5%	56.9%	74.0%	50.0%	63.0%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1 人員に関する基準	18	3	1	9	12	133.3
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	18	3	1	9	12	133.3
2 設備に関する基準	0	0	4	12	12	100.0
① 設備、居室などの不備	0	0	4	12	12	100.0
3 運営に関する基準	332	173	634	189	362	191.5
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	6	5	14	6	9	150.0
② サービス提供の記録などの不備	15	23	12	6	6	100.0
③ 利用料の受領に関する不備	9	5	7	16	8	50.0
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	1	0	3	16	23	143.8
⑤ 運営規程の不備	63	37	62	11	58	527.3
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	30	17	33	8	38	475.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	4	2	2	4	16	400.0
⑧ 衛生管理が不十分	9	1	20	0	38	—
⑨ 個人情報取扱いの不備など	4	2	5	2	6	300.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	4	3	3	0	2	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	4	6	7	2	2	100.0
⑫ 会計処理区分が不明確など	16	9	32	3	13	433.3
⑬ 非常災害対策の不備	32	16	70	19	19	100.0
⑭ その他	135	47	364	96	124	129.2
(1)個別支援計画の取扱いが不十分	65	17	30	17	6	35.3
(2)虐待防止の対策が不十分			139	26	76	292.3
(3)身体拘束等適正化のための対策が不十分			107	25	16	64.0
(4)その他	70	30	88	28	26	92.9
4 介護給付費等の算定及び取扱い	107	52	62	46	56	121.7
5 その他	21	8	27	14	27	192.9
合 計	478	236	728	270	469	173.7